



バラの会
ほんだ みえ 議員
本田 みえ

行政改革は誰のために

Q 三会保育園のこれまでの経緯は。

A 令和3年11月実施の懇談会にて保護者からの意見、要望として、「令和4年度に年長児2名であっても三会保育園に通わせたい。学童も継続してほしい。園児が少ない場合、行事においては他の園の同年齢の子供と触れ合わせてほしい。」とあった。入所児童数が少ないということ、子供の発達に関わる集団的な遊びや共同的な活動ができず、子供の成長過程において良好な環境とは言い難い状況。現在の園児数で運営を続けていくことは難しいとの結論に至り、保護者も受け入れてくださった。令和5年度から在園児2名は、他園へ転園される。

Q 長貫分校地区は農業後継者も多く、出生数も多い。農福連携とPRしたその保育園を休園するのは残念。三会保育園の今後の予定は。

A 民間保育所等による野外活動や地域一帯で実施するイベント活動などに活用ができる。地域の活性化や発展のために使える方法を検討したい。

Q 三会出張所の廃止。これまでの経緯は。

A 廃止理由については、昨年3月より土日祝日、夜7時まで業務を行う「とるっと」を開設し、多くの皆様に利用していただいていることも一つの要因。行革改革推進会議での審議を経て、昨年12月に市議会全員協議会に報告。今年に入って三会地区町内会連絡協議会役員会の中で出張所廃止に関する住民への周知方法などを相談。2月17日住民への説明会を開催した。

Q 令和7年の廃止予定が、急に令和5年になったのはなぜか。

A 昨年3月に「とるっと」を開設し、利用者が増えた。また、三会村合併時、交通の発達がなされたら廃止を図るよう考慮するとも書かれている。周知不足の面もあるので、6月末までに周知をしていきたい。

【その他の質問項目】

◇公共施設等総合管理計画で得るものは

委員会活動報告

本会議で付託された議案等について、**総務委員会・産業建設委員会・教育厚生委員会・予算審査特別委員会**を開き、審査等を行いました。また、令和4年9月に設置された**有明の森フラワー公園に係る不正な事務処理に関する調査特別委員会**での審査状況をお知らせします。

総務委員会

審査件数3件

●第1号 島原市情報公開・個人情報保護審査会条例【可決】

pick up
島原市情報公開・個人情報保護審査会を設置する

Q 本市では今までも個人情報保護審議会を設置していたが、そこで審議された件数と内容はどうか。

A これまでに計6回審議がなされており、内容としては、中学生の部活動にかかるものや、災害時の要援護者の情報の共有にかかるもの、また、地域における高齢者の見守り等にかかる審議をなされている。

Q 個人情報保護審議会を廃止し、情報公開・個人情報保護審査会を新たに設置するということが、「優れた識見を有する者」とは、どういふ方を委嘱するのか。

A 実際に市で行う業務としては、個人情報や情報公開の開示請求に対して市が非公開とした場合に、その不服申し立てに対する市の判断が、行政処分的に適法かどうか法律的に解釈していただくことが主な職務となってくる。弁護士や税理士等、専門の方に委員をお願いしたい。

●第2号 島原市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
三会出張所を廃止する

Q 廃止による費用対効果はどうか。

A 年間の人件費として正職員2人分の約1400万円が削減される。

Q 三会村との合併当時の文書の内容は。

A 合併時の新市建設計画の中に「将来道路整備による交通の発達がなされた暁においては統合し、これが廃止を図るよう考慮するものとする」という記載があった。

●第3号 島原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号の独自利用を行う事務等を追加

Q 今回追加する独自利用事務について、条例で謳わないといけない理由は何か。

A 特定個人情報情報においては、社会保障、税、災害対策の3分野で利用されておられ、独自利用事務については、番号法に定められた範囲内で事務を追加する形になる。今回追加する事務については、番号法に定められた101項目の法定事務には含まれていない。

例えば、生活保護に関しては、日本人は対象であるが、外国人の情報は含まれていないため、外国人に対しても番号法を適用させるためには、各自治体の条例で追加する必要があると法律で定められている。

産業建設委員会

審査件数7件

●第4号 島原市有明農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例【可決】

pick up 体験農園、ふれあい広場及びキャンプ場の使用料について規定する

Q キャンプ場の使用料を新たに設けるとのことだが、利用者を増やすための戦略はどのように考えているのか。

A 令和3年度のキャンプ場の利用者は約300人であり、平成31年度と比較すると約3割程度増加している。アウトドアブームの中で、問合せ等も増えており、知名度を上げることが重要だと認識している。市のホームページやSNSを活用しながら、インターネット等でのPRの仕方を工夫しながら、広くPRに努めてまいりたい。

Q 体験農園の1区画の面積について。

A 1区画30平方メートルで10区画を計画している。



ふれあい広場（舞岳山荘）

●第5号 島原城条例の一部を改正する条例【可決】

pick up ・天守閣等入館料 550円↓700円
・駐車場使用料 大型バス 1100円↓1500円
大型・小型バス以外の自動車 330円↓500円

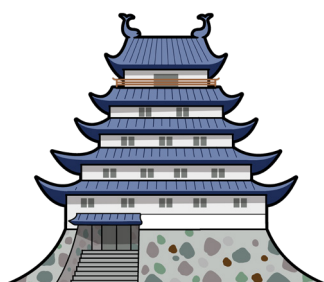
●第6号 島原市鯉の泳ぐまち及び浜の川湧水観光交流施設条例の一部を改正する条例【可決】

pick up ・四明荘の入場料
大人310円↓400円
小人150円↓200円

Q 第5、6号議案について、引き上げる目的は何か。

A コロナ禍と人口減少もあり、入場者が年々減っており、それに伴い収入が減少している。一方、維持管理経費は年々上昇しており、指定管理料も増額している状況である。料金については消費税の引上げのときに随時行っているが、根本的な引上げは島原城は27年ぶりである。今回、矢狭間堀や外壁等の大きな改修もしており、こういったことに伴う大きな負担を観光客、いわゆる受益者で負担していただく必要があるかと考えている。

また、清流亭については、四明荘と同様、島原観光ビューローに指定管理をお願いしているが、開館当初から1000万円程度の赤字が続いている状況であるので、少しでも受益者負担を増やして市の財政負担、安定的な施設の経営を続けるためには、今回の引上げは必要だと考えている。



●第7号 島原市空家等対策の推進に関する条例【可決】

pick up 空家等に対して、条例に基づき、緊急安全代行措置、軽微な措置を実施することが可能

Q 空家の解体実績について。

A 老朽空家の解体の支援については、平成28年度から実施しており、7年間で85軒の解体をしている。ここ近年では令和3年度に12軒、令和4年度に14軒の実績がある。

Q 空家の数について。

A 今回の調査で把握した空家の数は539軒である。そのまま利用できる空家はAが105軒、Bが170軒、危険な空家はCが148軒、Dが116軒であり、そのうちの特定空家として9軒を認定している。

Q 特定空家9軒の所有者に対して、強い勧告や、行政代執行などの対応はできないのか。

A 空家の特別措置法による手続きの仕方として、まず、助言または指導を行い、段階を踏んで勧告、命令、行政代執行といった手続きをとる。また、所有者が分からない場合は略式代執行がある。取扱いについては財産権の侵害等があるため、慎重に手続きをとらなければならない。

●第8号 島原市建築関係手数料条例の一部を改正する条例【可決】

pick up ・共同住宅等の「住戸」に対する認定の廃止
・複合建築物の「住宅全体」「非住宅全体」の認定が新設

●第20号 令和5年度島原市温泉給湯事業特別会計予算【可決】

pick up 予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4279万5千円と定める

●第22号 令和5年度島原市水道事業会計予算【可決】

pick up 収益的収入及び支出の予定額は収入で水道事業収益8億6808万9千円、支出で水道事業費用8億2850万2千円である。資本的収入及び支出の予定額は収入で資本的収入5億5174万9千円、支出で資本的支出11億5685万8千円であり、資本的収入が資本的支出に対し不足する額6億510万9千円は、当年度分消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんする

Q 安中の赤禿地区の水温について、解消はいつ頃になるのか。

A 現在、水温も上がってきており24度から25度で推移している。安中配水池の完成後は、上の原配水池水源と同じ水温の水が届く予定である。

Q 人口減少により給水量も減り、水道料金も値上げしたが、それでも追いつかず経費はどんどん上がっていると思う。水道事業は本当に大事だと思うので、安定した経営をするためには費用を抑えていかなければならない。水道事業は大丈夫なのか。

A 使用水量が年々減少していることに伴い、収入も減少しており、経営戦略では、料金の改定がなければ厳しいため、令和6年頃に料金改定の予定をしているが、あわせてコスト削減も図っていかねばならない。

今後は水質が悪い水源は廃止したり、使用者が少ないところは更新の際に管の口径を小さくするなど、コスト削減につなげたい。そのための管路の耐用年数の把握をはじめ、施設の統廃合の検討を含めた長期的な更新計画を立てている。

Q 有明地区の硝酸態窒素、亜硝酸態窒素について。

A 窒素濃度は、上昇から高止まりの値で推移し、減少傾向には至っていない状況である。現在の基本計画により、良質な水源を新たに山側に設けて、そこから送る水で希釈して配水している。

Q 有収率を改善するための、本管の布設替えはしているのか。また、旧島原地区と有明地区との比較はどうなっているのか。

A 毎年、老朽管の布設替え等を行いながら、有収率を上げている状況である。旧島原地区については82・3%、有明地区については、76・4%である。

Q 有明地区では井戸の使用が多かったようだが、現在はどのくらいか。

A 有明地区の現在の水道の普及率は97・3%である。水道管の工事の際に、班回覧等で井戸から水道への切り替えのお知らせをしながら対応しているが、切り替えの経費は個人負担となるため、全部の家庭が水道に切り替えられるわけではない。

教育厚生委員会

審査件数10件

●第9号 島原市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
子どもの医療費助成を高校生世代まで拡大

Q 就学前は現物給付だが、高校生世代も現物給付に統一できない要因をどのように捉えているのか。

A 県も財政が厳しい中で、今回、県からは償還払い方式という提案があっている。市長会でも、いろいろと協議をされた中で、県に対し現物給付方式での助成を求めることまでは行っていない。

●第10号 島原市保育所設置条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
※第10号から第15号議案共通
関係法令の一部改正に伴い、所要の整備を図る

●第11号 島原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例【可決】

●第12号 島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【可決】

Q 懲戒権に関する規定が削除されたことについて。

A 親権者による子どもへの懲戒権の規定が削除されているが、これは、改正前の民法に、親権者は看護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるというような条文があり、児童虐待をしつけとして正当化するようなことが懸念されたことによるものである。なお、改正後の民法には、親権者は子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達 の程度に配慮しなければならず、かつ体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないと明記されている。

●第13号 島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【可決】

Q 家庭的保育事業について、本市での実態はどうか。

A 島原市内には、家庭的保育事業を行っている施設はない。

●第14号 島原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【可決】

Q バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正が行われており、安全計画を策定し、研修及び訓練を定期的に実施する旨の規定が設けられている。定期的とはどのくらいの頻度を予定しているのか。

A 年1回以上と考えている。規定された回数が、きちんとなされているかは監査でみていきたい。今後、各園と詳細を詰めていきたい。

●第15号 島原市国民健康保険条例の一部を改正する条例【可決】

Q 出産育児一時金が8万円増額され合計額が50万円になっているが、出産費用の実態はどうか。

A 島原市国民健康保険の被保険者の出産費用は、正常分娩では、令和3年度の平均が約46万円、令和2年度の平均が44万8000円である。

●第17号 令和4年度島原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)【可決】

pick up
予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3997万3千円と定める

●第19号 令和5年度島原市国民健康保険事業特別会計予算【可決】

pick up
予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1463万5千円と定める

Q 腎臓病の患者が多いと聞くが、人工透析の費用の状況はどうか。

A 国民健康保険の被保険者で透析治療を受けられている方は、約70名であり、他市に比べ多い。また、医療費は、一人当たり年間500万円程度かかると言われており、そのうち、自己負担額は所得によって異なるが、基本的に年間12万円、残りは国民健康保険から給付をしている。

●第21号 令和5年度島原市後期高齢者医療特別会計予算【可決】

pick up
予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1886万4千円と定める

Q 予算の増額の要因について。

A 昨年に比べて1743万7000円、2・5%の増である。この要因は、後期高齢者被保険者数の増によるものである。後期高齢者被保険者数は、令和4年度が8345人、令和5年度が8532人で予算を計上している。

予算審査特別委員会

審査件数2件

審査に当たっては、まず常任委員会を単位とする各所管の分科会からの審査報告を行い、その後、総括質疑を行いました。

●第16号 令和4年度島原市一般会計補正予算（第11号）【可決】

予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6248万8千円を追加し、予算の総額を265億916万1千円とするもの。

Q 有明温泉施設経費の減額の理由は。

A 当初予算において温泉をくみ上げるポンプ更新の工事請負費を計上していたが、世界情勢の急変、特に円安による資材の高騰や、外国に発注するポンプの納期が非常に不安定となり、今年度中の完成が見込めなくなったことにより、減額するもの。

Q 指定管理料の増額の理由は。

A 島原城及び鯉の泳ぐまち観光交流施設は、コロナ禍や天守閣の外壁改修などの影響もあり、入場者が見込みより少なかったこと。島原温泉ゆとろぎの湯も利用者が見込みより少なかったことに加え、燃料費の高騰により約550万円増える見込みである。

●第18号 令和5年度島原市一般会計予算【可決】

予算の総額を歳入歳出それぞれ241億6400万円とするもの。

pick up (歳出)

地域コミュニティ推進事業・協働関係経費	920万7千円
コミュニティバス運行事業	5913万1千円
移住・定住促進事業	992万5千円
光回線未整備地域整備事業	8100万円
放課後児童健全育成事業所整備事業（白山学童あおぞらクラブ）	2475万7千円
島原市土地改良区合同事務所補助金	991万4千円
地域おこし協力隊古民家活用事業	657万9千円
島原自転車道線整備事業	1億1500万円
道の駅基本計画構想策定	1000万円
都市公園施設長寿命化計画策定業務	2800万円
新入学児童ランドセル支給事業	610万5千円
島原復興アリーナ電気設備改修事業	1511万4千円
小・中学校学校給食費支援補助金	2400万円

Q 庶務管理システム導入事業で700万円が予算化されているが、このシステムはどのような形で準備しているのか。

A このシステムを導入し、現在、紙ベース等で処理している職員の出勤簿や時間外の計算、届出等について業務の電子化を図り、職員の事務負担の軽減にもつなげようとするものである。

Q 送迎バス安全装置設置事業について、ブザーやセンサーは各園が購入するのか、市が購入して各園に配付するのか。

A 国から業者のリストが提供されており、その中から各園で選定のうえ、入札等を行われると思っている。実績報告に基づき補助金を支出するということである。

Q ファミリーサポートセンター事業について、利用頻度が少ないようだが、昨年の実績はどうか。

A 令和3年度の実績では、実人数が2人、10件で40時間の利用となっている。

Q 有明保健センターの土地借上料68万9000円は本当に必要なのか。

A 有明には土地の借上げが多くある中で、少しずつ整理しなければならないと考えるがいかかが。

A 有明保健センターの南側の駐車場で一段下がったところの土地である。センターで検診等がある場合に利用されている。今後は必要性について検討し、場合によっては返還することも視野に考えていきたい。

Q 島原市シルバー人材センター運営費補助金1370万9000円について、赤字でもないのに補助する必要があるのか。積算の根拠はあるのか。

A 令和5年度予算の内訳を見ると、自前で調達できる収入は、受取り事務費、派遣運営費、派遣事業に伴う受託収益、会費などで約1700万円である。一方、歳入歳出同額計上の配分金を除く実質的な歳出合計は、約5200万円であり、収支差額は3500万円の赤字となっているので、補助金がなければ運営できない状況である。

積算の根拠については、国の補助金は運営費と事業費に対する費用の合計で積算されるが、あくまで市の補助金が上限となっており、そうした状況を踏まえながら市の補助金を決定している。手元の資料では平成20年度の補助金が1520万円であるが、これまで全体的な財政運営の中でシーリングがかかり、補助金を削減してきており、現在が1370万円になっている状況である。

Q 畑地帯総合整備事業について、石材の価格が高騰しており、今後は確保できるかどうか心配な中で、南島原市や雲仙市では受益者負担に対する補助金があるようだが、島原市はどうなのか。

A 市としては、国土交通省雲仙砂防管理センターや長崎森林管理署に石材の確保について協力依頼等を行なっており、今後も長崎県と一緒にいきたい。長崎県下においては、南島原市と雲仙市が石材に対して補助をされている状況であるが、合併前から実施されている。本市においても石材の確保は重要と考えているが、補助は行なっていない。

Q 島原城大手門市補助金の令和4年度決算が165万円で、令和5年度予算は244万円だがその理由は。

A ステージ等の費用を追加している。今年度はステージは職員の手作りで実施したため、安全上の問題も含めてきちんとしたステージを作るべきということで増額している。令和4年度は160万円のうち、助成金を活用しており、実際には一般財源から100万円を使っている。令和5年度も助成金の利用を予定しており、一般財源からは約144万円の負担を予定している。

Q 大手門市は、2日間で約1万人の実績があった祭りでもある。1回目としては大成功で今後は出店者から出店料を取っていいのではないか。

産業まつりの出店料は幾らか。また、今後も持続していくためには、必要経費を収入で賄えるような祭りに育てていきたい。

A 産業まつりの出店料は、市内の会員は一小間2000円、市外は5000円となっている。来年度の大手門市では出店料を徴収することが実行委員会で決定されているが、金額は未定である。今回の意見を踏まえ市の財源負担ができるだけ少なくするような形で取り組んでいきたい。

Q 道の駅の調査費用1000万円は県から要請があっているのか。市が独自でしているのか。調査費にしては金額が大きい。南島原市や雲仙市はどうなっているのか。

A 調査費用は、市単独である。調査内容は、専門的知識を持った業者が、エリアマーケティング、競争の優位性、不利な立地条件の中で差別化できる要素がないかなど、島原市の特色を生かしたものを構想の中で検討させていただきたいと考えている。雲仙市は内部で検討されているが、予算化はされてない。南島原市は聞いていないところである。

Q 先は全く見えない、道の駅を造ってもどうかと思う。全国的に7割が成功し、3割が赤字というが、島原市が3割に入る可能性や1000万円をかけて何もできなかったときの責任は誰が取るのか。その覚悟はあるのか。現時点で早急に1000万円もかけてやるべき事業ではない。

A 道の駅の予算については、予算執行できる環境が整った時点でもう一度議会に相談させていただき、予算を執行するようにしたい。

Q おじいちゃん、おばあちゃんが孫にランドセルを買うということもあると思う。そういった話や子供の差別化について協議はなされたのか。

A 以前から御家庭でお祝いにランドセルをプレゼントされていたことは十分承知している。これまでのランドセルと今回支給するランドセルでは違いがあるが、どちらを使ってもかまわないことを保護者や学校に周知し、決して差別につながらないようにしていきたい。



Q 島原地域広域市町村圏組合電子計算機管理費負担金379万3000円は、導入費、システム使用料と保守料ということだが、令和6年度からは203万2800円がかかっていくということで、こういった固定費が財政の硬直化の一つの原因となっているが、こういったものなのか。

A 新たに就学援助管理システムを導入・運用する費用で、大きなメリットとしては、保護者が就学援助を受けるためには毎年申請する必要があるが、このシステムを導入し、マイナンバーと連携することで住民情報や所得課税情報も取得できるようになり、最初に1回申請すると毎年申請する必要がなくなるものである。

Q ふるさと納税について、昨年からすると目標額を下げたようになっているが、状況はどうか。

A 令和4年度では、市民が市外の自治体に寄附したことに伴う市民税の控除額は約330万円になっているのに対して、10億円を超えるふるさと納税をいただいている。令和4年度の当初予算では11億円を上げていたが、物価の高騰等で返礼品を値上げしたことにより寄附額が減少したことから、令和5年度は1億円を減額した10億円としている。

有明の森フラワー公園に係る不正な事務処理に関する調査特別委員会

9月定例会で設置された8人の委員で構成する有明の森フラワー公園に係る不正な事務処理に関する調査特別委員会は、委員長に生田忠照議員、副委員長に上田義定議員を選任し（委員は、草野勝義議員、松坂昌應議員、本多松弘議員、松井大助議員、永尾邦忠議員、本多秀樹議員）、12月20日までに4回の委員会を開催し、協議を行いました。調査内容については、市当局より事案に関する記録や資料等の提供を受け、担当者に説明を求めました。

その概要をお知らせします。

Qここまでに至った元々の原因、要因というのはどのように判断しているのか。何が原因でこういう話になったのか。

A自主事業と言いながら、実際には直営のような感じで運営がなされていたということ、それを継続するために不正な手段が発生したということ、聞き取りの中では上司から指示され、反論できなかったという発言もあり、そういったことから続いたと考えている。

Q指定管理とは言え、市が主導していたということについて、議会では指定管理が順調ということと値上げなども認めていたが、このことについてどのように説明するのか。

A平成29年度からブランドしまばらが指定管理を行い、令和2年度から共同企業体の一構成組織であるプチライフが引き続き指定管理を行っているが、その段階で市と指定管理者が協議を十分に行っていたら、指定管理の選定においても、きちんと議事に報告ができ、不正経理も発覚して、正しい報告や流れ等が確保できたのではないかと考えている。

Q令和3年7月に部長が把握した時点で不正の事実が分かっているわけであるから、その時点で議会に報告すべきではなかったのか。議会への報告が遅れたのは議会軽視である。

A職員からの聞き取りで、市が不正経理を把握したのが令和3年7月であり、議会への報告は翌年8月2日で約1年間報告が遅れてしまった。令和3年7月に把握した内容については、そのときに副市長に報告し、市長にも報告が行っていると思う。一つの時点で議会及び市民へ公表するかにについては、市長の判断によるものと思っており、市長から調査するように指示を受けたのは、翌年の令和4年5月になってからである。

Q市民の税金1100万円はどのように返済するのかだけは、はっきりしてもらいたい。

A1100万円は不正に支出しているという事実があるので、市へ返す必要があるだろうと弁護士からもアドバイスをいただいている。一回支払った相手方か今の指定管理者か前の指定管理者かは分からないが、返してもらい、市から支払うべきものがあれば、その額を議会に諮り、支払いを行う形になると考えている。

Q架空請求については警察に届け出ているのか。

A金額は、市が発表した1100万円を基本に話をしており、警察としては、金額の裏付けとなる証拠がないと金額が確定しないので、被害届は受理されていない状況である。

Q被害届の被害者は誰なのか。

A島原市が被害者で、1100万円の公金が不正に支出されたという被害を届け出るためのものである。

Q公金1100万円とは別に、さらにお金が足りないということで職員個人が大きな金額を資金提供しているようであるが、どうなのか。

A双方の発言に食い違い等はあるが、数回に分けて大きい金額のやり取りがあっている。

なお、本委員会では以下の問題点があることを確認しました。

①市政執行の最高責任者としての市長の市政運営に対する監督責任や処分。

②不正な事務処理が発覚した後、不確かな情報であることを理由に相当期間、組織として未対応であったこと。

③市議会に対して数年にわたり、誤った決算報告を行っていたこと。

④職員の証言には相違があり、市の初動対応の遅れなどから、職員個人への不利益に対する不安や職員間の信頼関係の欠如、さらには行政への不信感を招き、職員が真実を述べることには不安を感じていると考えられ、このままでは不正の隠蔽にもつながりかねないおそれがあること。

本委員会としては、これまでの報告での意見等に加え、これらのことに真摯に向き合い、市としての執務体制や職場環境の改善などのほか、原因究明についても今後引き続き調査を進め、再発防止のための改善措置を速やかに講じ、早急に議会へ報告がなされることを強く望むものである。